

内藤八郎殿

山中但馬守殿

山城國御讓位段錢免除狀案 寛正五、十二、廿六、

東寺領、山城國久世上下莊、上野拜師植松莊、東西九條御田所々散在田地等、御讓位段錢事、爲先々免除地之上者、所令停止催促之狀如件、

寛正五、十二月廿六日

布施新右衛門清基判

清式部秀數判

參賀進獻

〔陰涼軒日錄〕寛正五年七月廿日、今晨奉報、來晨慶雲院御成之事也、今晨雖云可有讓位○後御禮自夜前禁裏節會未終、仍參侍而被待之、門庭如市也、

〔御湯殿の上の日記〕天正十四年十一月七日、御玄やうる○正あり、をとこたちのこらす玄こう、女中ものこらす御ともなりてんきよくてめでたしく、御てんのうへにつる五はまふ、みなく御らんする、玄んわうの御かた○後こよひより御所にならしまし、くわんはく殿より御玄やうぞくなつのはう、ふゆのはう、御なたゝいの御ふく参る、御ふくも十かさね参るめでたしく、玄こうのをとこたちみなく御れい御申めでたしく、八日、くわんはく殿よりみづしのたなにかいのたな、御ちやのゆだな、文ばこ三ツ、ふでばこ一ツ、すみどり、すみある玄きろう一ツ、ちいさき玄きろう一つ、御はんざうつのだらい三ツ、ぢんの御こきやうそく、うちみだれのはこ、たんざくばこ、この御だうぐ色々参る、めでたしく、御代はじめの御れい、ないく御たちきんふくりんにて御れい申さる、九日、くわんはく玄よ大夫、木下はんざへもん、日ねのはんざへもん、一そくまき物にて御れい申くわん玄ゆ寺中山日ろう、花山院殿より三色三が参る、十日、るんの御所二位殿より三色三が参る、同上らう一位殿よりみのがけ一そく参る、頭中將まつの木